

議 事 ①

「各務原市地域公共交通会議の役員選任」

各務原市地域公共交通会議委員名簿

令和元年5月30日

	区分	所属	役職名	氏名
地域公共交通会議委員	公共交通事業者	岐阜乗合自動車(株)	営業管理部部長	光村 克巳
		名鉄バス株式会社	営業本部 運行部 運行課 運行課長	吉岡 実
		東海旅客鉄道株式会社	鉄道事業本部総務課 課長代理	豊田 智隆
		名古屋鉄道株式会社	西部支配人室 営業総務課長	菱田 純二
		岐阜交通東部株式会社	代表取締役	石井 靖治
		岐阜県タクシー協会	岐阜支部 支部長	山田 健太郎
		(公社)岐阜県バス協会	専務理事	林 直樹
	運転者組織団体	岐阜乗合自動車労働組合	執行委員長	鷺見 高志
	住民代表	市自治会連合会	蘇原自治会連合会長	坂井 俊郎
		市自治会連合会	那加自治会連合会長	松岡 節夫
		市自治会連合会	稲羽川島自治会連合会長	木村 徹之
		市自治会連合会	鷺沼自治会連合会長	水上 将司
		市シニアクラブ連合会	理事兼女性部会部長	脇田 徳子
		子ども子育て会議	委員	近藤 亜矢子
		八木山地区社協	事務局長	清水 孝子
	運輸行政	中部運輸局岐阜運輸支局	首席運輸企画専門官(企画調整)	鈴木 隆史
	道路管理者	岐阜国道事務所	管理第一課長	中村 澄之
		岐阜土木事務所	施設管理課長	沢木 利勝
	警察	各務原警察署	交通課長	吉田 三紀
	その他	岐阜県	都市建築部公共交通課長	水野 昭人
		各務原市議会	経済教育常任委員長	坂澤 博光
		各務原商工会議所	専務理事	各務 英雄
	学識経験者	岐阜大学	工学部 教授	倉内 文孝
	市	各務原市	副市長	小鍋 泰弘
	オブザーバー	岐阜乗合自動車(株)	営業管理部部主任	斎藤 浩太
		岐阜乗合自動車(株)	各務原営業所長	中島 喜久夫
		岐阜乗合自動車(株)	各務原営業所 助役	江川 利男
各務原市		都市建設部長	服部 隆	
各務原市		健康福祉部長	鷺主 英二	
各務原市		産業活力部長	中野 浩之	
事務局	各務原市 産業活力部	次長兼商工振興課長	前田 直宏	
	〃	商工振興課長補佐兼係長	神田 香里	
	〃	商工振興課主事	道添 敬太	
	〃	商工振興課主事	岩田 梨乃	

各務原市地域公共交通会議設置要綱

(平成19年3月30日決裁)

(設置)

第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号）及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下この条及び第3条第1項において「活性化再生法」という。）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するとともに、活性化再生法第5条第1項に規定する地域公共交通網形成計画（次条において「網計画」という。）の作成に関する協議及び実施に係る連絡調整を行うため、各務原市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) コミュニティバスの運行及び運賃に関する事項
- (2) 公共交通の利便性の向上に関する事項
- (3) 網計画の作成及び変更の協議に関する事項
- (4) 網計画の実施に係る連絡調整に関する事項
- (5) 網計画に位置付けられた事業の実施に関する事項
- (6) その他交通会議の目的を達成するために必要な事項

(委員)

第3条 交通会議は、委員25人以内とし、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号。次項において「規則」という。）第9条の3及び活性化再生法第6条第2項に規定する者又は当該機関を代表する者から市長が委嘱し、又は任命する。

2 前項の規定にかかわらず、規則第9条の3第1項第1号及び第4号に規定する者については、当該規定する者が、あらかじめ指名した者を委員とすることができる。

3 各務原市の区域を超える運行系統に関する協議を行う場合は、交通会議に臨時委員を置くことができる。この場合において、当該臨時委員は、当該運行系統の関係市町の長が指名した者をもって充てる。

(任期)

第4条 委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前条第3項の臨時委員は、同項の協議が終了したときに、解任されるものとする。
(委員長)

第5条 交通会議に委員長を置き、委員のうちから互選する。

2 委員長は、会務を総理し、交通会議を代表する。

3 委員長に事故があるときは又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(監事)

第6条 交通会議に監事を置き、監事は委員のうちから委員長が指名する。

2 監事は、交通会議の会計監査（会計年度ごとの定期監査及び必要に応じての臨時監査）を行う。

3 監事は、会計監査の結果を交通会議の会議（以下「会議」という。）において報告する。

(会議及び議決)

第7条 会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 会議は、委員（第3条第3項の臨時委員を含む。以下この条において同じ。）の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 委員が病気その他の理由により会議に出席できないときは、委任状によりその委員の所属する機関又は団体の他の者が代理出席できるものとする。

4 委員長は、必要に応じて、委員以外の者を会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

5 会議の議事は、出席した委員の3分の2をもって決するところによる。

6 会議は、原則として公開する。

(会議に代わる回議)

第8条 委員長は、次に掲げる事項については、委員全員の同意を確認して、回議をもって会議の議事に代えることができる。

(1) 会議において議決されたコミュニティバスのバス停の位置及び名称の変更に関する事項

(2) 道路運送法第9条第4項の規定によりあらかじめ国土交通大臣に届け出ることとされた運賃等（同条第1項に規定する運賃等をいう。）のうち、営業割引運賃（一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度（平成13年12月5日国自旅第118号）Ⅱの第6の2に規定する営業割引運賃をいう。）の設定

又は変更に係る事項

(3) その他協議が必要な事項のうち、軽微なものと委員長が認める事項

2 委員長は、前項の回議の結果を次の会議に報告しなければならない。

(議決事項の遵守)

第9条 会議において議決された事項について、関係者はその結果を尊重し、当該議決事項の誠実な実施に努めなければならない。

(幹事会)

第10条 交通会議は、交通会議の業務を円滑に行うため、幹事会を置くことができる。

2 幹事会の組織は、委員長が別に定める。

(オブザーバー)

第11条 委員長は、必要があると認めるときは、オブザーバーを交通会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

(財務)

第12条 交通会議の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

(報償費)

第13条 交通会議は、委員に対し報償費を支給することができる。

2 前項の報償費の額及びその支給方法については、委員長が別に定める。

(事務局)

第14条 交通会議の事務を処理するため、交通会議に事務局を置く。

2 事務局は、各務原市産業活力部商工振興課に置く。

3 事務局に従事する職員は、委員長が定めた者をもって充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、委員長が交通会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(各務原市交通機関懇話会設置要綱の廃止)

2 各務原市公共交通機関対策懇話会設置要綱（昭和59年11月15日決裁）は、
廃止する。

附 則（平成24年4月1日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則（平成25年11月13日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則（平成26年3月31日決裁）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年6月5日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則（平成28年3月31日決裁）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年5月31日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。